

10月NEWS

(1) 制度情報

医療費控除等に関する添付書類の見直し

(1) 内容

- ①医療費控除及びセルフメディケーション税制（医療費控除の特例、平成29年から新設）の適用を受ける際に添付する書類が、医療費又は医薬品購入費の「領収書」に代えて「医療費等の明細書」又は「医療保険者等の医療費通知書」となる。
- ②「医療費等の明細書」を作成し確定申告書に添付する場合、確定申告期限等から5年間は税務署長から医療費の領収書の提示又は提出を求められた場合に、これに応じる必要があるため、5年間は領収書を保管する必要がある。
- ③「医療保険者等の医療費通知書」（一定期間に医療機関等で診療を受けた際にかかった医療費等の額をとりまとめた通知書）を確定申告書に添付する場合、領収書の保管も不要となる。

(2) 影響

- ①改正前も慣例的には、領収書とともに「医療費等の明細書」を作成し確定申告書に添付していたが、改正後は領収書の添付は不要となることから、確定申告において納税者の負担が軽減される。

(3) 適用時期

- ①平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合に適用される。
- ②経過措置として、平成29年分～平成31年分については、明細書等は提出せず領収書の添付又は提示でも可。

(2) 10月の主な税務

9月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

| 提出期限等 | 内容 |
|--------|--|
| 10月10日 | 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 |
| 10月31日 | 8月決算法人の確定申告 |
| 10月31日 | 5月、8月、11月、2月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告 |
| 10月31日 | 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告 |

| | |
|--------|---|
| 10月31日 | 2月決算法人の中間申告 |
| 10月31日 | 消費税の年税額が400万円超の11月、2月、5月決算法人の3月ごとの中間申告 |
| 10月31日 | 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 |

(3) スタッフの一言

日に日に寒くなりだんだんと秋めいてきましたが風邪などひかずお体にご自愛ください。

担当 武藤